

新潟市告示第502号

道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市秋葉区建設課において、一般の縦覧に供する。

平成19年7月4日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	新潟小須戸三条線	新潟市秋葉区覚路津字前田1318番1地先から 新潟市秋葉区覚路津字三ツ屋624番1地先まで	平成19年7月4日